第４回　宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和８年９月３０日（水）午前１０時００分より、第４回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所８階大会議室において開催した。

記

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について
第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

（出席委員）

１番　岸本　幸三	２番　植村　修	３番　徳田　明子	４番　中林　和夫
５番　藤井　武雄	６番　井内　徹	８番　中西　秀友	９番　今村　正喜
１０番　辻　四一郎	１１番　吉田　利一	１２番　柴田　信哉	１３番　清水　幹央
１４番　寺川　勝之			

（欠席委員）

７番　佐原　敏

（農地利用最適化推進委員）

村田　昇造　　水谷　修

（事務局）

塚本　局長　　稲垣　次長　　村田（嘱託）　　北岡（嘱託）

	（　午前１０時００分　開会　）
局　　長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に佐原委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は、農業委員定数１４人の内、出席委員は１３人であり、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、中井推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、中林会長よろしくお願いいたします。
議　　長	それでは、ただ今から、第４回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、辻委員、吉田委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、徳田委員と吉田委員のお二人でした。お疲れ様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局　　長	それでは、「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」一括して２件をご説明申し上げます。 いずれも譲受人は同一の農地所有適格法人で、宇治市のほか久御山町、京都市、城陽市で水稲、野菜を栽培されている実績があります。 まず、番号１ですが、地図では１ページ右側「３条許可」の円で囲んだ地図番号１です。 本件については、譲渡人は就農の気力、体力の減退のため、また、譲受人は、営農規模の拡大を図るため、所有権を移転されるものです。 営農計画では、水稲を栽培される予定です。 次に、番号２ですが、地図では１ページ真ん中「３条許可」の円で囲んだ地図番号２、および２ページ「３条許可」の円で囲んだ地図番号３です。 本件については、譲渡人は就農の気力、体力の減退のため、また、譲受人は、営農規模の拡大を図るため、所有権を移転されるものです。 営農計画では、水稲を栽培される予定です。

	本議案につきましては、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議　　長	続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。
徳田委員	報告します。去る９月２５日、事務局の案内で吉田委員と現地調査に行ってまいりました。 番号１の小倉町●●●●の利用状況につきましては、現況は田で、水稲の刈り取りを終えた状態でした。 番号２の小倉町●●●●の利用状況につきましては、現況は田で、水稲の刈り取り前の状態でした。 小倉町●●●●の利用状況につきましては、現況は不作付地で、一部は畑として小芋が作付けされておりましたが、雑草が多い状態でした。 以上です。
議　　長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議　　長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局　　長	それでは、「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」１件をご説明申し上げます。 地図では１ページ、左上「集積等計画」の円で囲んだ地図番号１です。 本件につきましては、中間管理事業による新規の賃借権の設定になります。期間は５年間で、野菜を栽培される予定です。借人の農業経験については、実質新

	規就農者ではありますが、１年間農業学校に通っておられました。今年の４月から宇治田原町の野菜栽培の会社に勤めておられ、引き続きサポートを受けながら、将来の独立を見越して今回農地を借りられます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議　　長	続きまして、吉田委員より現地調査の報告をお願いします。
吉田委員	報告します。去る９月２５日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行ってまいりました。 番号１の槇島町●●●●の利用状況につきましては、現況は不作付地で、雑草がものすごく生えていました。借人はネギを植えると聞いております。 以上です。
議　　長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中西会長職務代理者	借人の年齢はお幾つですか。
局　　長	●●歳です。
議　　長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議　　長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として回答することといたします。 以上をもちまして本日の議案審議は終了いたします。どうもありがとうございました。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いします。

	（午前１０時１０分審議終了） 議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿